

事務連絡
令和8年1月13日

中国四国厚生局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

島根県東部を震源とする地震の被災に伴う診療報酬の取扱いについて

令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による被災に伴う診療報酬の取扱いについては、当面の間、別添のとおり取り扱うこととしたのでご了知いただきたい。なお、当該取扱いを適用する場合には適用する取扱いの具体的な内容、適用を終了する場合はその旨について、地方厚生（支）局長に速やかに報告を行うよう、対象の医療機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

(別添)

問1 被災した医療機関において、医療機関の一部が損壊した等の理由から、患者を当該医療機関の別の入院料を届け出ている病床に移動し、元々入棟していた病棟の職員により、移動先の病棟とは別の看護単位で診療を行っている場合、元の入院料をそのまま算定するのか。それとも、移動先の病棟の入院料を算定するのか。

(答) 一時的に当該医療機関の空床に移動した場合であって、元の病棟の職員により、移動先の病棟とは看護単位を分けて元の入院料の算定要件を満たす診療が行われている場合には、当面の間、元の入院料を算定することとする。

問2 被災した医療機関において、医療機関の一部が損壊した等の理由により、患者を退院又は他の保険医療機関へ転院させた場合等において、入院基本料又は特定入院料の施設基準の患者の割合等の要件を一時的に満たさなくなる場合、速やかに変更の届出が必要か。

(答) 被災した医療機関において、災害等やむを得ない事情による患者の移動等に伴って一時的に施設基準の要件を満たさなくなる場合については、当面の間、当該要件を満たさないことによる区分の変更の届出は不要である。